

平成25年度 先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業設備補助事業(ASSET事業)

よくあるご質問と回答

本FAQをご覧一読いただき、なおご不明な点は、下記へメールにてお問い合わせください。

制度全般・補助金に関するお問い合わせ

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 ASSET@env.go.jp

先進技術・排出量の算定に関するお問い合わせ

(株)三菱総合研究所(平成25年度ASSET事務局) asset-sec@mri.co.jp

(1)事業全体に関する質問

Q1.	削減目標量はどのように定めるのでしょうか。
→	A1. 目標保有者として本事業に応募する際、CO2排出削減目標量(以下、削減目標量という。)を申告して頂きます。削減目標量は、本事業における補助金を受けて導入する設備によって削減されるであろう削減量、補助金を受けずに自ら導入する設備によって削減されるであろう削減量、運用改善によって生じる削減量を応募者自身で算定の上、決定していただきます。
Q2.	削減目標量を達成できなかった場合のペナルティはありますか。
→	A2. 目標が達成できなかった場合には、削減目標量に対する不足量(実排出量と削減目標量の差)に応じて、交付された補助金の返還が必要となります。ただし、目標参加者は、自己の排出削減行動により削減量を生み出すだけでなく、他の参加者の排出枠(JAA)や、クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)により発行されるクレジットを自己の削減目標量の達成に充当することが可能です。それでもなお実排出量に対し、排出枠が不足する場合には、不足量に応じ補助金の一部返還が必要となります。
Q3.	個人でも、本事業に目標保有者として参加し、補助金を受けることができますか。
→	A3. いいえ。本補助金(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体))は、本邦法人のみを対象としています。補助対象事業者について、詳しくは、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱をご覧ください。
Q4.	東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の対象となっている事業所が本事業に目標保有者として参加することは可能でしょうか。
→	A4. はい。ただし、排出量の算定・検証方法及びASSET事業において交付される排出枠(JAA)の取扱いについてご注意ください。ASSET事業への参加に関しては、ASSETの実施ルール、「ASSETモニタリング報告ガイドライン」に沿った排出量の算定及び検証の受検が必要となります。また、JAAは、東京都・埼玉県の制度では使用できず、東京都・埼玉県の制度における超過削減量をASSET事業内で使用することもできません。加えて、JAAは、他の目標保有者・取引参加者に売却することはできません(排出削減量のダブルカウントを避けるため)。
Q5.	工場における生産量の増大により、当初設定した削減目標量の達成が見込めなくなりました。目標未達成に際して、これらの事情について考慮はなされるのでしょうか。あるいは、当初設定した削減目標量は未達成となるものの、生産量あたりの排出量(原単位)では改善している場合、考慮はなされるのでしょうか。
→	A5. いずれの場合も考慮されません。ただし、自己の排出削減努力によって達成できない場合には、柔軟性措置として、クレジットの取得・活用による目標達成を認めています(上記Q2参照)。

(2)参加形態に関する質問

Q1.	事業場・工場の分類は、どのように判断すればよいのでしょうか。
→	A1. 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の定義・考えに準じます。「工場」とは、継続的に一定の業務として物の製造又は加工(修理を含む。)の事業のために使用される事業所、「事業場」はそれ以外の事業のために使用される事業所をいいます。
Q2.	グループ参加の場合、参加要件である「基準年度排出量50トンCO2以上」は、グループ全体の排出量の合算値が左記要件を満たせばよいのでしょうか。
→	A2. はい。グループ全体での基準年度排出量が50トン以上であれば要件を満たします。
Q3.	グループ参加の場合、補助上限額(5,000万円)は、グループ全体での上限となるのでしょうか。
→	A3. はい。グループ全体での補助上限額が5,000万円です。
Q4.	グループ参加の場合、すべての事業場・工場に設備を入れなければならないのでしょうか。
→	A4. いいえ。補助対象設備を導入した事業場・工場は必ず参加していただく必要がありますが、設備を導入していない事業場・工場も任意で参加可能です(設備を導入せず、運用改善によってのみ削減目標量にコミットする事業場・工場もグループ参加として加わることができます)。
Q5.	同一法人の事業場・工場は、必ずグループ参加でなければならないのでしょうか。それとも、それぞれ単独参加することも可能でしょうか。(グループ参加であると、グループでの上限が5,000万円であるのに対し、単独参加とすれば一事業場・工場毎に上限が5,000万円となります。このような場合、単独参加とするデメリットはありますか。)
→	A5. 単独参加で複数の案件として応募することも可能です。ただし、同一法人の採択の偏りを避けるという観点から、1事業者が複数の案件に応募した場合は、2案件目以降は1案件目と比較して採択の順位が劣後します。詳しくは、公募要領6ページをご覧ください。
Q6.	リースの場合、どのような参加形態になりますか。(代表事業者・共同事業者はそれぞれ誰ですか)
→	A6. 本事業では、「事業場・工場の所有者」と「補助対象設備の所有者」の両方が目標保有者として参加して頂く必要があります。補助対象設備をリースで導入する場合、設備所有者(リース事業者)を代表事業者、事業場・工場の所有者を共同事業者として応募下さい。なお、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提出頂くことが必要です。詳しくは、公募要領3ページをご覧ください。
Q7.	リースの場合、リース契約期間が対象設備の法定耐用年数より短い場合でも補助対象となりますか。

→	A7.	法定耐用年数より短い契約でも認められます。ただし、この場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで、継続して当該補助対象設備を使用できるような契約内容としていただく必要があります。
Q8.	シェアードセイビングス契約方式のESCOの場合、どのような参加形態になりますか。(代表事業者・共同事業者はそれぞれ誰ですか)	
→	A8.	シェアードセイビングス契約方式のESCOの場合、設備所有者であるESCO事業者が代表事業者となり、事業場・工場の所有者を共同事業者として申請下さい。
Q9.	ギャランティード・セイビングス契約方式のESCOの場合、どのような参加形態になりますか。(代表事業者・共同事業者はそれぞれ誰ですか)	
→	A9.	事業場・工場の所有者が設備を所有する場合、事業場・工場の事業者が代表事業者となります。設備をリースする場合、リース事業者が代表事業者となり、事業場・工場の事業者を共同事業者として申請下さい。いずれの場合でも、ESCO事業者は任意で共同事業者として参加することが可能です。
Q10.	所有権留保付割賦契約の場合、補助対象となりますか。	
	A10.	所有権留保付割賦契約は補助対象外としています。
Q11.	同一敷地内に、同一法人が経営する複数施設があり、エネルギー管理が一体となっています。この場合、どのような参加形態として応募すべきでしょうか。	
→	A11.	原則として同一法人が事業を実施している同一敷地内の施設(建物・設備)が参加単位となりますので、複数施設合わせて単独参加者として応募下さい。
Q12.	同一敷地内に、別法人が経営する複数施設があり、エネルギー管理が一体となっています。この場合、どのような参加形態として応募すべきでしょうか。	
→	A12.	複数施設の燃料使用量を分けて計測している場合にはそれぞれ個別に参加することができます。分けられない場合には、合わせて「単独参加」と見なすこととなります。後者のケースは、ASSET第2期実施ルール(Ver.2.1)の7~8ページに記載しております「コンビナート等の扱い」に該当しますので、こちらもご覧ください。
Q13.	過去にASSET事業に参加した事業者であっても、別の期に目標保有者として応募することは可能ですか。	
→	A13.	はい。可能です。ただし期によって適用する実施ルール、モニタリング報告ガイドライン(様式、算定ルール、排出量の算定に用いる排出係数など)が異なる場合がございますので応募時に確認してください。

(3) 補助金・補助対象設備に関する質問

Q1.	補助金は、いつ受け取ることができますか。	
→	A1.	まず、工事完了後30日以内又は2014年4月10日のいずれか早い方までに実績報告書を提出頂きます。続いて、環境省における審査・補助金の額の確定を受け、それに基づいて作成した精算払請求書を提出頂いた後、支払われます。
Q2.	1応募で複数の設備に対する補助金の応募をすることができますか。この場合、複数設備の所有者は、別の所有者でも差し支えありませんか。	
→	A2.	1応募で複数の設備に対する補助金の応募をすることは可能です。ただし、補助金の応募に係る複数設備の所有者は、同一の者として下さい。
Q3.	他省庁等の補助金等を受けている場合でも、ASSET事業に応募することはできますか。	
→	A3.	同一の設備に対して複数の国庫補助金等を受け取る事はできません(ASSET事業における補助金を受けた設備について、他省の補助金等を受けることはできません)。なお、排出量の算定に係る敷地境界(バウンダリ)内に、他省の補助金等を受けた設備が存在することは、目標保有者としての参加上、差し支えありません。
Q4.	公募要領の別紙2(先進技術リスト)以外の設備についても補助金を受け取ることはできますか。	
→	A4.	ASSET事業により導入する設備については、少なくとも1つは別紙2に指定された効率水準を満たす設備が含まれている必要があります。なおかつ、当該効率水準を満たす設備以外についても、CO2の排出抑制に資するものでなければなりません。
Q5.	既存設備の更新ではなく、新規設備の導入(これまでになかった設備の追加)の場合、補助対象となりますか。	
→	A5.	個別の判断となりますので、事務局までご相談ください。なお、事業場・工場における削減目標年度のCO2排出量が、基準年度に比べて増加してしまうと、応募そのものができません。
Q6.	BEMS等見える化機器は補助対象となりますか。	
→	A6.	補助対象設備は直接CO2排出削減に寄与するものであり、見える化機器については、当該機器が直接削減を行うものではないため補助対象外となります。
Q7.	再生可能エネルギー設備は補助対象となりますか。	
→	A7.	他の国庫補助金等を受けているもの、及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となっている設備は補助対象となりません。
Q8.	モニタリングのために計量器が必要な場合、計量器は補助対象となりますか。	
→	A8.	導入する設備に関係のない計量器は、「CO2排出削減に寄与しない周辺機器」に該当するため、補助対象になりません。導入する設備に付随する計量器(燃料タンクについている液面計など)は対象になり得ますが、不必要な場合(購買伝票で把握できる場合など)で、当該計量器導入に別途費用がかかるものは対象となりません。
Q9.	事業場・工場・工場に属する自動車(※営業車など事業場・工場の外を走るもの)を、よりCO2の排出の少ない(例:天然ガス自動車)に買い換えるのは、設備補助の対象に含まれますか。	
→	A9.	車両は補助対象となりません。
Q10.	リース契約で補助対象設備を導入し、削減約束量を守れなかった場合、補助金返還義務は誰のものになりますか。	
	A10.	代表事業者(補助金を受ける者)はリース会社であるため、返還義務はリース会社に生じます。
Q11.	自治体の施設についてESCO事業を行う場合についても、本設備補助の対象となりますか。	
→	A11.	ESCO事業では、ESCO事業者と受入事業者が共同で応募する必要がありますが、本事業では、自治体は補助対象外ですので、自治体の施設についてESCO事業を行う場合は、本設備補助の対象となりません。

Q12.	複数の機器を導入する場合、費用効率性を計算する際の耐用年数はどのように計算すればよいでしょうか。
→	A12. 各設備の耐用年数の単純平均もしくは削減効果に基づく加重平均により、補助対象設備全体の耐用年数を算出して下さい。

(4) 先進技術に関する質問

Q1.	夏季、冬季、中間期で効率が異なる場合にはどのように判断すればよいでしょうか。
→	A1. それぞれの効率の平均値で判断して下さい。
Q2.	電源周波数が50Hzと60Hzとで効率が異なる場合には、どのように判断すればよいでしょうか。
→	A2. いずれかの周波数の場合において、「先進技術リスト」に定める水準を満たしていれば対象機器とします。
Q3.	「先進技術リスト」に示す効率水準を満たす機器であることを示す書類としては、カタログを添付すればよいでしょうか。
→	A3. 原則として仕様書を添付してください。仕様書により、効率水準の確認ができない場合は、カタログでも可としますが、この場合には、当該機器が先進技術リストに示す効率水準を満たす機器であることをメーカー等に確認してもらい、基準適合を確認した者の押印のある資料(見積書、確認書等)を添付するようにしてください。

(5) 用途別床面積あたりの排出量

Q1.	用途が複数存在する複合ビルの場合には、達成すべき基準をどのように決めればよいでしょうか。
→	A1. 例えば事務所と店舗が存在するような場合には、それぞれの用途の水準を面積比で加重平均して算出して下さい。
Q2.	複合ビルの共用部については用途区分をどのように決めればよいでしょうか。
→	A2. 共用部については全共用部の面積を各用途の面積比で按分して下さい。ただし、フロアごとに用途が異なっているなど、より正確な算出を行うことが可能であることを合理的に説明できる場合には、単純な按分以外の方法を用いることも可能です。なお、その場合には別途説明資料を提出して下さい。
Q3.	データセンターなど非常に高負荷なテナントがある場合でも同じ水準を満たす必要があるのでしょうか。
→	A3. 床面積あたりの排出量に大きな影響を与える特殊な要因がある場合には、個別に判断させていただきたいと思っております。事務局までご相談ください。

(6) 敷地境界に関する質問

Q1.	敷地境界とは何でしょうか。
→	A1. 敷地境界とは、本事業において排出量を算定・検証する範囲のことです。敷地境界は、建築基準法届出等の公的書類に示された区画で判断します。詳しくは、「ASSETモニタリング報告ガイドライン」の「3.2.1 敷地境界の確認」をご参照ください。
Q2.	基準年度の排出量の算定は過去3年間の排出量の平均値とすることとされていますが、弊社では基準年度期間中に事業場・工場の一部が売却されたため、敷地境界が大幅に変わりました。基準年度の排出量はどのように算定すべきでしょうか。
→	A2. 基準年度の排出量の算定は、過去3年間の排出量の平均値とすることを原則としますが、基準年度の途中で敷地境界が大幅に変更した場合などについては、事務局との協議に基づいて、例外的に基準年度を変更することを認める場合があります(例えば、基準年度を直近2年間の平均とする等)。事務局までご相談ください。
Q3.	新設のビルにおける省エネ設備導入を検討しているため、基準年度排出量の算定が出来ない場合にはどのようにすればよろしいでしょうか。
→	A3. 新設ビル等、基準年度排出量の算定・検証を行うことのできない事業場・工場はASSET事業の対象にはなりません。

(7) 排出量の算定に関する質問

Q1.	弊社は、二酸化炭素の排出量を算定し、既に環境報告書に記載していますが、それを基準年度排出量とすることはできますか。
→	A1. いいえ。「ASSETモニタリング報告ガイドライン」に則り新たに算定を行い、検証機関による検証を受ける必要があります。
Q2.	基準年度において少量排出源に指定され算定対象外とした排出源は、削減対策実施年度では算定をしなくてよいのでしょうか。
→	A2. はい。基準年度で少量排出源に指定された排出源は、原則として削減対策実施年度においても算定対象外とすることができます。ただし、削減対策実施年度開始後に大幅な排出増が見込まれる場合(基準年度では停止していた設備が、削減対策実施年度開始後に再稼働する等)には、検証時に報告することが求められます。
Q3.	電力会社(一般電気事業者)以外の電気事業者より電力を購入しています。電気の使用による排出量はどのように計算すればよいでしょうか。
→	A3. 他者から供給された電気については、全て同じ排出係数を使います。詳しくは「ASSETモニタリング報告ガイドライン」の「第Ⅱ部1.2 電気事業者から供給された電気の使用」をご参照下さい。
Q4.	テナント等が入居するなど、建物内に他社が存在する場合の算定はどのように行えばよいでしょうか。
→	A4. 電気や熱を購入し、一部をテナントに供給している場合は購入した電気、熱を全量自らの排出とみなして下さい。一方、電気や燃料をテナント等が直接購入している場合は自らの排出に含めません。ただし、テナントが共同事業者として目標保有者の一員となっている場合、テナントが直接購入した電気、燃料についても算定対象とする必要があります。詳しくは「ASSETモニタリング報告ガイドライン」の「3.5算定対象範囲(バウンダリ)の確定」をご参照ください。
Q5.	事業場・工場外で利用する営業車等の自動車からのCO ₂ 排出は算定対象となりますか。

→	A5.	いいえ。本事業においては、対象事業場・工場内での排出のみが算定の対象となるため、対象事業場・工場に属し、その構内で給油を行う自動車(営業車等)であっても、場外を走ることによる排出は算定の対象となりません。(ただし、場外を走る自動車による排出と、構内を走る自動車による排出とを個別に算出できない場合は、全てを排出量としてカウントする必要があります)
Q6.	本制度において、グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできますか。	
→	A6.	いいえ。グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできません。
Q7.	弊社の事業期は暦年を使っているのですが、排出量の報告を暦年で行うことは可能ですか。	
→	A7.	いいえ。排出量の報告はあくまで年度(4月～3月)で行ってください。

(8)取引に関する質問

Q1.	本事業の取引で利用できるクレジットは何ですか。	
→	A1.	本事業では、参加者の間で、(1)本制度の排出枠(JAA)、(2)CDM・Jiクレジット(jCER)の取引が可能です。取引の詳細については、実施ルール「6.2 排出枠等の取引・移転方法」をご参照ください。
Q2.	排出枠の価格水準は決まっているのですか。	
→	A2.	いいえ。排出枠の価格は、予め決まっているものではなく、取引者間で決定するものです。
	排出枠(JAA)の売却益は、誰が享受できるのですか。	
→	A3.	目標保有者が享受できます。代表事業者と共同事業者等、複数の事業者が目標保有者となっている場合、売却益の帰属先は当該事業者同士で決定下さい。